

# 高知県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画の概要

〈計画期間：令和3年度～12年度〉

令和4年3月28日

高知県農業振興部畜産振興課

## 1 獣医療計画制度とは

### (1) 制度を導入した背景

産業動物に携わる開業獣医師の高齢化、家畜疾病の多様化や複雑化、農場経営における規模拡大や集約化などを背景として、質・量ともに大きく変化している獣医療の需要に的確に対応し、畜産業の発展、公衆衛生の向上等を図るためには、国と都道府県が地域における実態を踏まえ、安定的に獣医療を提供する体制の計画を整備する必要があります。

### (2) 獣医療法に基づく制度の設置

このような背景の下、平成4年に制定された獣医療法において、農林水産大臣が、「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」（以下、基本方針という。）を獣医事審議会に諮った上で定めるとともに、都道府県は、基本方針に即し、地域の実態を踏まえた「都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画」（以下、県計画という。）を策定することにより、地域における適切な獣医療の提供を図ることとされました。

### (3) 県計画の策定と公表

県計画を策定する場合には、基本方針や「都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画作成要領」に即し、以下の①から⑥について定めるとともに、計画の内容について、獣医療に関し学識経験を有する者の意見を聴くこととされています（3月25日に意見聴取）。

- ① 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標
- ② 獣医師の確保に関する目標
- ③ 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域
- ④ 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針
- ⑤ 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項
- ⑥ その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

また、県計画を公表する場合には、事前に計画の内容について、農林水産大臣との協議が必要とされています（3月15日に協議終了）。

### (4) 県計画を策定するメリット

- ① 国の基本方針に則し、獣医師の確保、診療施設の整備や連携、獣医療の技術向上など、高知県の実態に応じた長期的な取組計画（10年間）を実行することが可能となります。
  - ② (株)日本政策金融公庫からの長期・低利融資などを受けることができます。
  - ③ 獣医師養成確保修学資金給付事業（地域枠）など、国の修学資金制度を活用した獣医師の確保対策に取り組むことができます。
- (注) ②、③は、県計画の策定が事業要件の一つとなっています。

## 2 国基本方針のポイントと県計画における取組内容

国基本方針のポイント	県計画における取組内容
<p>(1) 産業動物分野及び公務員分野における獣医療の確保</p> <p>① 獣医師の確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生段階から産業動物診療や行政分野に触れる機会を増大するとともに、これらの分野への誘因措置として、修学資金等の一層の活用など、就業・定着を図るため取組を推進</li> <li>・家畜伝染病発生の緊急時における獣医師確保の備え</li> <li>・獣医師の労働をめぐる環境を改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ インターンシップ等の積極的な受け入れによる業務の内容や意義などへの理解醸成</li> <li>◆ 高知県庁の特色ある業務（家畜診療など）などの積極的な情報発信</li> <li>◆ 獣医師修学資金制度による県庁獣医師の計画的な確保</li> <li>◆ 退職者や経験者の登録による人材確保</li> <li>◆ 獣医師が果たす役割についての積極的な情報提供など、県民の理解醸成を通じた処遇水準の向上</li> </ul>
<p>② 獣医療関連施設の相互の機能の連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病性鑑定機能の充実等、豚熱や口蹄疫などの特定家畜伝染病の発生に対する危機管理体制の再点検、強化</li> <li>・飼養衛生管理や防疫指導を実践する獣医師の養成</li> <li>・臨床獣医師と家畜保健衛生所との連携強化</li> <li>・情報通信技術を用いた効率的な診療体制を確保する環境の整備</li> <li>・診療獣医師が集団衛生管理技術、農場経営等に関する知識・技術の修得を図る機会を増大し、管理獣医師を養成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 家畜保健衛生所を地域の防疫拠点機関として位置づけ</li> <li>◆ 農業共済組合などの獣医師との連携の下、立入検査などを通じた、異常家畜の早期発見のためのサーベイランス体制等の強化</li> <li>◆ 家畜伝染病の発生時の防疫措置等について、県域や地域の防疫協議会や防疫演習を通じて、関係機関の連携を強化し、組織的な家畜防疫体制を確立</li> <li>◆ 家畜保健衛生所の機器を整備し、総合的かつ高度な病性鑑定機能を維持・強化</li> <li>◆ 農業共済組合の家畜診療所を基幹的な診療施設として位置付け、家畜保健衛生所職員などを対象とした研修による診療獣医師の養成を支援</li> <li>◆ 情報通信機器を用いた遠隔地からの診療体制を確保する環境整備の推進</li> <li>◆ (公社)高知県獣医師会の実施する技術研修会や学会などへの参加の促進や開催への支援</li> </ul>

<p>(2) 小動物分野における獣医療の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規獣医師が実践的な診療技術の修得等を図る機会を増大</li> <li>・愛玩動物看護師等との連携によるチーム獣医療提供体制の充実</li> <li>・薬剤耐性や人獣共通感染症の啓発等</li> </ul>	<p>◆ (公社) 高知県獣医師会の実施する技術研修会や学会などへの参加の促進</p>
<p>(3) 獣医療に関する国民の理解を醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品の安全性や獣医療に対する信頼の向上を図るため、獣医療の果たす役割について国民の理解を深めるための取組を推進</li> </ul>	<p>◆ 獣医師が果たす役割についての積極的な情報提供など、県民の理解醸成を通じた処遇水準の向上(再掲)</p>

### 3 獣医師の確保目標について（高知県計画、13頁）

#### （1）各地域における確保目標

以下の算出方法および考え方にに基づき設定した。

##### ① 基礎数値（参考2）

「都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画作成要領」に基づき算出

A：令和12年度における牛の飼養頭数（酪農・肉用牛生産近代化計画書を参照）

B：獣医師1人当たりの年間診療頭数（②により算出）

基礎数値 = A / B（小数点第一位切り上げ）

##### ② B：獣医師1人当たりの年間診療頭数（参考1）

前回の計画策定時（H23年度）と同様の算出方法を採用。獣医師1人当たりの年間診療頭数についても、前回計画の頭数を維持することとした。

C：獣医師1人当たりの平均診療可能頭数

D：年間診療日数（県平均の年間診療回数を利用）

E：1病傷当たりの平均診療日数

F：病傷発生率

B = C × D / E / F（小数点第一位切り上げ）

（注）C～Fは農業共済組合のデータを参照

##### ③ 確保目標

- ・ 現人員のうち、民間獣医師の10年後の年齢が76歳となる獣医師（西部地域）について、1名減少。西部地域で1名減少したとしても、飼養頭数に対して必要な獣医師数は確保できる。その他の地域については、現人員を維持。
- ・ 公務員獣医師、農業共済組合及びその他法人の獣医師については、退職補充を行う事を前提に現人員を維持。
- ・ 嶺北地域および梶原地域は、家畜保健衛生所が診療を行っていることから確保人数は0とした。
- ・ 地域獣医療のサービスの低下が想定される場合には、県計画において、関係者間の意見調整を十分図った上で家畜保健衛生所による補完的な診療提供することを記載。

#### （2）高知県に勤務する獣医師

- ・ 将来、農家戸数が減少しても家畜防疫の観点から、現人員数を維持するための獣医師確保は最低限必要。

参考 1 獣医師 1 人当たりの年間診療可能頭数算出基礎

		1 日当たりの平均診療可能回数 C			年間平均診療日数 D	1 病傷当たりの診療日数 E			病傷事故発生率 F			獣医師 1 人当たり年間診療可能頭数 $C \times D \div E \div F$		
		乳牛	肉用牛	馬		乳牛	肉用牛	馬	乳牛	肉用牛	馬	乳牛	肉用牛	馬
田 野	H32 (R2)	5	4	-	248	2.4	2.5	-	40.0	33.0	-	1,292	1,202	-
	R12	5	4	-	248	2.4	2.5	-	40.0	33.0	-	1,292	1,202	-
香 長	H32 (R2)	7	7	-	248	2.5	2.0	-	50.0	33.0	-	1,389	2,630	-
	R12	7	7	-	248	2.5	2.0	-	50.0	33.0	-	1,389	2,630	-
嶺 北	H32 (R2)	7	6	-	248	2.0	2.0	-	55.0	30.0	-	1,578	2,480	-
	R12	7	6	-	248	2.0	2.0	-	55.0	30.0	-	1,578	2,480	-
中 央	H32 (R2)	6	5	-	248	2.5	2.0	-	75.0	40.0	-	794	1,550	-
	R12	6	5	-	248	2.5	2.0	-	75.0	40.0	-	794	1,550	-
高 南	H32 (R2)	6	5	-	248	2.3	2.5	-	95.0	25.0	-	681	1,984	-
	R12	6	5	-	248	2.3	2.5	-	95.0	25.0	-	681	1,984	-
栲 原	H32 (R2)	-	5	-	248	-	2.0	-	-	40.0	-	-	1,550	-
	R12	-	5	-	248	-	2.0	-	-	40.0	-	-	1,550	-
西 部	H32 (R2)	6	4	-	248	2.8	2.0	-	75.0	32.0	-	709	1,550	-
	R12	6	4	-	248	2.8	2.0	-	75.0	32.0	-	709	1,550	-

注：年間平均診療日数は、週休 2 日を前提に 248 日とした。

参考2 令和12年度における産業動物獣医師の基礎数値と確保目標 (単位：頭、千羽)

		乳牛	肉用牛	豚	採卵鶏	ブロイラ-	合計	現人員数	確保目標
田野	(R2 飼養頭数)	(259)	(743)						
	R12 飼養頭数 A	321	1,040						
	1人当たり年間診療可能頭数 B	1,292	1,202	-	-	-			
	産業動物獣医師の確保目標	1	1	0	0	0	2	5	5
香長	(R2 飼養頭数)	(689)	(239)						
	R12 飼養頭数 A	633	398						
	1人当たり年間診療可能頭数 B	1,389	2,630	-	-	-			
	産業動物獣医師の確保目標	1	1	0	0	0	2	6	6
嶺北	(R2 飼養頭数)	(429)	(1,681)						
	R12 飼養頭数 A	440	2,286						
	1人当たり年間診療可能頭数 B	1,578	2,480	-	-	-			
	産業動物獣医師の確保目標	1	1	0	0	0	2	1	1
中央	(R2 飼養頭数)	(950)	(528)						
	R12 飼養頭数 A	1,334	502						
	1人当たり年間診療可能頭数 B	794	1,550	-	-	-			
	産業動物獣医師の確保目標	2	1	0	0	0	3	5	5
高南	(R2 飼養頭数)	(518)	(1,704)						
	R12 飼養頭数 A	848	1,971						
	1人当たり年間診療可能頭数 B	681	1,984	-	-	-			
	産業動物獣医師の確保目標	2	1	0	0	0	3	3	3
栲原	(R2 飼養頭数)	(4)	(681)						
	R12 飼養頭数 A	4	844						
	1人当たり年間診療可能頭数 B	-	1,550	-	-	-			
	産業動物獣医師の確保目標	0	1	0	0	0	1	0	0
西部	(R2 飼養頭数)	(374)	(494)						
	R12 飼養頭数 A	400	700						
	1人当たり年間診療可能頭数 B	709	1,550	-	-	-			
	産業動物獣医師の確保目標	1	1	0	0	0	2	4	3
合計	産業動物獣医師の確保目標	8	7	0	0	0	15	17	16

注：豚については、その他法人の獣医師（牛に含む）が薬治により診療を行っている。